

整備新幹線問題検討会議等の設置について

平成 21 年 12 月 11 日

(最終改訂：平成 23 年 1 月 27 日)

国土交通省政務三役会議

1. 目的

整備新幹線の整備に関する基本方針及び当面の整備新幹線の整備方針を決定するとともに、これらに基づく具体的事項その他整備新幹線問題の検討・調整を行うため、整備新幹線問題検討会議等を設置する。

2. 整備新幹線問題検討会議の構成員

整備新幹線問題検討会議は、国土交通省の政務三役で構成する。

整備新幹線問題検討会議の事務局長は、鉄道関係施策を担当する国土交通大臣政務官とする。

3. 整備新幹線問題調整会議

具体的事項の検討・調整を行うため、整備新幹線問題検討会議の事務局長が主宰する整備新幹線問題調整会議を設置し、地方自治体、JR等の関係者からのヒアリング等を実施する。

整備新幹線問題調整会議には、関係省から、総務大臣政務官、財務大臣政務官が参加する。

連絡先：鉄道局幹線鉄道課

堤（内 40311）

代表：03-5253-8111

直通：03-5253-8531